

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

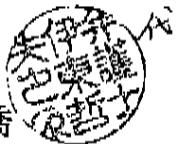
令和7年5月2日

第4準備書面

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内 田 文 喬

被告訴訟代理人 弁護士 伊 東 哲 夫



第1 原告準備書面（7）に対する認否

1 同書第1に対する認否

（1）同第1項について

ア 同項（1）については、一般論として認める。

イ 同項（2）については、一般論として認める。

（2）同第2項について

ア 同項（1）のうち、第1段落、第2段落については、一般論として認める。第3段落中、環境影響評価法の公布は平成9年6月13日、完全施行は平成11年6月12日であり、その余は認める。第4段落については、認める。第5段落中、中間処理施設である焼却場が環境影響評価法の対象から外れている点は認め、その余は、不知。第6段落については、不知。

イ 同項（2）のうち、第1段落については、認める。第2段落については、否認する。静岡県環境影響評価条例で対象となっている焼却炉建設については、新たに設置する場合は1日あたりの処理能力の合計が200t以上の

場合であり、変更の場合は、1日あたりの処理能力が200t以上増加する場合であり、すべての焼却炉建設が対象となっているものではない。第3段落、第4段落については、否認する。本事業は、廃棄物処理施設・工場等の新設事業ではなく、変更の事業に該当することから、静岡県環境影響評価条例に該当する事業ではない。第5段落について、廃棄物処理法では、「環境影響評価」というものは存在しない。廃掃法第9条の3においては、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する際に、「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果（通称：生活環境影響調査）」を記載した書類を添えることが定められている。なお、この手続きが環境影響評価法の手続きとは別の手続きであることは争わない。

（3）同第3項について

- ア 同項第1段落については、認める。
- イ 同項第2段落については、認める。
- ウ 同項第3段落については、認める。
- エ 同項第4段落について、静岡県環境影響評価条例に定めるアセスメントを実施していないことは認める。なお、条例を管轄する静岡県は、条例に定める環境アセスメントの実施は必要ないという見解である。

（4）同第4項について

- ア 同項（1）のうち、第1段落については、認める。第2段落については、認める。第3段落については、争う。
- イ 同項（2）のうち、第1段落については、否認ないし争う。本件新中間処理施設が静岡県環境影響評価条例の第一種事業に該当しないことを県に確認していることから、該当しているという認識はない。また、建設費の高騰等を理由にスケジュールを順延した経緯はあるが、頓

挫したことはない。さらに、環境アセスメントを省くべく県に掛け合った事実はない。第2段落については、認める。第3段落については、認める。

ウ 同項(3)について、第1段落については、争う。第2段落については、否認ないし争う。静岡県環境影響評価条例で対象となっている焼却炉建設については、新たに設置する場合は1日あたりの処理能力の合計が200t以上の場合であり、変更の場合は、1日あたりの処理能力が200t以上増加する場合であるため、本件事業は、既存ごみ処理施設の変更であることから、既設のごみ焼却施設の処理能力が関係する。よって本事業は、廃棄物処理施設・工場等の新設事業ではなく、変更の事業に該当することから、静岡県環境影響評価条例に該当する事業ではない。第3段落については、争う。第4段落については、争う。

(5) 同第5項について

ア 同項(1)については、否認ないし争う。被告において、廃掃法上の手続きにより、環境アセスメントが不要になるとの主張はしていない。本件事業は、環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例に該当しない事業であることから、環境影響評価は不要であるとの主張である。

イ 同項(2)については、争う。

ウ 同項(3)については、争う。

(6) 同第6項については、争う。

2 同第2について

(1) 同第1項については、一般論として、認める。

(2) 同第2項のうち第1段落中、①については、一部否認する。沼津市新中間処理施設の位置を沼津市上香貫地区として定めているのではなく、あくまでも配置の方針を定めたものである。

②については、一部否認する。沼津市新中間処理施設については、県の都市計画決定にて、沼津市上香貫地区に配置することを定めているが、これは、県が一市町を超える広域的な見地から都市の将来像を示し、都市計画の基本的な方針を定めたもので、おおむねの配置を記載したに過ぎないことから、変更にはあたらない。

第2段落については、否認ないし争う。

第3段落については、否認ないし争う。

第4段落については争う。

第5段落については、否認する。静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるもの（都市計画法第6条の2第2項）である。都市計画法第11条に示される都市施設は、この方針に基づき市が定めるもの（都市計画法第15条）であり、令和6年2月に初めて都市計画決定をしたものであることから、やり直したわけではない。

第6段落、第7段落、第8段落については、否認ないし争う。被告において、好き勝手に分割したものではなく、様々な観点より検討を重ねた結果、分割を決定したものである。また、都市計画決定については、プラントメーカーが決定した後の計画通知提出段階までに行えばよいものであることから、工事の開始時期との関連性はない。原告の主張するような都市計画決定の違法はなく、正しい都市計画決定に基づいた手続きが行われている。

3 同第3に対する認否

否認ないし争う。財務会計行為の本来的権限者は市長であ

るが、原告の主張する第1の環境アセスメント不実施と第2の都市計画決定に違法性はない。また、都市計画決定は、新中間処理施設の計画通知提出までに行えばよいものであることから、原告の主張は明らかに誤っている。以上のとおり、違法な原因行為は存在しないため、財務会計行為も違法となる余地はない。

第2 原告準備書面（8）に対する認否

1 同書面第2について

（1）同第1項について

ア 同項（1）については、法律論であるため認否しない。

イ 同項（2）については、法律論であるため認否しない。

ウ 同項（3）のうち、第1段落については、法律論であるため認否しない。

第2段落中、本件施設が国民の権利を侵害する施設であるという主張については、争う。

第3段落については、争う。

エ 同項（4）のうち、第1段落については、法律論であるため認否しない。

第2段落については、争う。

（2）同第2項について

ア 同項（1）については否認ないし争う。すなわち、耐震改修促進法の改正（平成18年1月26日施行）において、地方公共団体にて耐震改修促進計画を策定することが規定され、それに基づき策定された静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、平成19年3月に策定した沼津市耐震改修促進計画にて、平成27年度末までに公共建築物と

災害時の拠点となる建築物については耐震化率を100%とすることを目標とし、本市が保有する全施設の耐震化を図った。

原告は、被告において、「多くの候補地を傾斜地であるという理由で候補から落としているが、傾斜地か否かは現地に行かなければわからないことである。」旨主張するが、最新の地形図等にて把握は可能であり、また、所管課へのヒアリング、グーグルアース等による確認も可能である。また、「等高線の引いてある地形図を使おうにも、その地形図が過去の時点において作成されたものであることは明らかで、現状が「急峻な傾斜地」であるかなど、現地に行かなければわからないものである。」との主張もするが、地形図は一定期間毎に更新されており、最新のものを使用すれば、現況と大きく異なることはない。

被告においては、本市の候補地選定方法については、ごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づく方法で実施しており、瑕疵はない。

イ 同項(2)については、候補地を市有地に限ったことは認め、その余は、否認ないし争う。民有地を除外した理由については、買収費用が主な理由ではなく、過去の候補地選定において、民地より選定することが困難であった状況を踏まえ、耐震化等の観点から、一刻も早い建て替えを行わなければならない状況となったことから除外したものである。選定した20,000㎡以上の市有地において、「自然環境や市民の生活環境を損なうことなく、かつ施設運営にとって合理的な場所を選定する」という考えに基づき、候補地を絞ったものである。

そして、市有地のみを候補対象としたのは、平成4年度から様々な民有地での検討を進めたが計画が中止となり、また、県の広域化計画やゼロエミッション計画もうまく進まなかった経緯を踏まえ、耐震改修促進計画に基づき早期建て替えが必要となったことから、早期建て替えが可能となる市有地に絞ったという経緯からである。民有地を含める場合、用地の選定、用地の交渉等に多大な時間を費やす必要があり、早期建て替えが困難となることが明らかであったため、用地を市有地にしたことについて、裁量逸脱の違法はない。

緊急性に関して、原告は、被告が本件について放置していたかのように主張するが、被告は、現在とは異なる建設候補地を探す必要性を認識していたことから、平成4年度から様々な民有地での検討を進めており、また、県の広域化計画やゼロエミッション計画に参画するよう努めるなど、様々な検討を行っており、放置してきたものではない。

ウ 同項（3）については、否認ないし争う。本件土地が候補地に挙がったのは、20,000㎡以上の市有地だったからであって、インフラ等の面で優位だったからではない。また、候補地の選定については、関係法令において、住民の反応を候補地の考え方に盛り込まなければならない規定は存在せず、自治体の裁量にゆだねられているのであって、住民反応を候補地選定の評価事項に入れるべき法的根拠は存在しない。

エ 同項（4）については、否認する。なお、本件候補地の後背地は、急峻斜面ではなく斜面である。また、盛土を行った理由は、周辺住民への住環境への配慮、造成工事費の削減等の観点より決定したものであり、危険な地形だからではない。なお、切土斜面については、風化防

止と法面緑化の工事を行っているものである。

第3 被告の主張

1 環境影響評価条例違反の主張について

すでに、主張したとおり、条例の制定者である静岡県の見解でも、本件中間処理施設は、ごみ処理施設の変更に区分されることから、条例による環境アセスメントの対象でないと明言されており、違法とはならない。

2 都市計画決定の違法の主張について

- (1) 静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるもの（都市計画法第6条の2第2項）である。これは、あくまでも都市施設の決定の方針であって、そこに記載された施設の配置については、県が一市町を超える広域的な見地から都市の将来像を示し、都市計画の基本的な方針を定めたものであり、本市が整備するごみ焼却施設のおおむねの配置を「沼津市上香貫地区」としたものに過ぎない。

本市が整備するごみ焼却施設の事業用地については、隣接する沼津市上香貫字ニノ洞と沼津市山ケ下町にまたがるもので、おおむねの配置としては沼津市上香貫地区であり、その上、本市が一体的に所有及び管理している土地に施設を配置するものである。

また、都市計画決定は、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、静岡県と協議を行った上で、令和6年2月に決定をしたものであることから、静岡県が定めた上記の方針に反するものではない。

- (2) 原告は、沼津市が、令和6年2月に都市計画決定をやり直したと主張するが、都市計画法第11条に規定された都市施設であるごみ焼却場は、都市計画法第15条の規定に基づ

き、市が定めるものであり、静岡県が定めた上記方針に基づき、令和6年2月に初めて都市計画決定をしたものであることから、やり直したものではない。

- (3) ごみ焼却場は、建築基準法第51条の規定により、都市計画において敷地の位置が決定していなければ新築してはならない施設であるため、本件中間処理施設の建設工事に着手する際は、都市計画決定後に建築基準法第18条に基づく計画通知を事前に提出する必要がある。そのため、本件は、令和6年2月に都市計画決定を行い、令和8年度に計画通知を提出する予定である。

なお、敷地造成工事は、本件中間処理施設の計画通知に係る工事内容ではなく、都市計画決定前に着手することについて問題はない。

よって、本件中間処理施設については、都市計画法上及び建築基準法上の違法は存在しない。

以上